

軌道法施行令

1 . 案内情報	
手続名	工事着手またはしゅん工の届出
手続根拠	軌道法施行令第 8 条第 1 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	上記の事由が発生したとき
提出方法	届出書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	提出先へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせください。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし